

7月

* 今月のお知らせ *

地域交流事業

やまびこサロン

開催時間 10:00~11:00



【西鴨】たのしく食育♥ 7月14日(木):西鴨公民館
簡単!健康レシピ紹介!

【天神野】お楽しみ活動★ 7月21日(木):天神野公民館
小鴨コミセンお出かけ事業「シダローズリース作り」(シダローズはバラの形をした松ぼっくりのことです)
用意するもの:近用メガネ(必要な方)

【中河原二】いろいろ遊ぼう♪ 7月28日(木):中河原二集会所
音楽で健康増進♪



手話教室

日時:7月19日(火)9時~10時
場所:やまびこ人権文化センター 和室



【前回のレポート】知り合いの聾者と町で出会ったときどんな会話がしたいか考えました。「お久しぶりです。手話教室で教えてもらっている〇〇です。」「最近暑いですね。夏バテしていませんか?」などの例があがり、次回からは実際に手話で表現できるように練習していくことになりました(*^_^*)

ウイルス感染状況によってセンター事業を変更または中止する可能性があります。あらかじめご了承ください。

◆人権のために学ぶ同和教育講座(第2回)◆

「全国水平社宣言から100周年—差別の現実認識を改めて考える」

【日時】7月23日(土) 13:30~15:30

【場所】倉吉交流プラザ視聴覚ホール(市立図書館2階)

【講師】近畿大学名誉教授 奥田 均 さん

Youtubeの限定ライブ配信も行います



会場参加・オンライン参加ともに事前申込みが必要です。
(詳細は市ホームページ→人権政策課ページ)

倉吉市人権政策課

検索

~困りごとや人権侵害 ひとりで悩まないで~

悩みごと、生活での困りごとはありませんか?
ひとりで抱え込まずに、どんなことでもご相談ください。

倉吉市役所人権政策課(電話 22-8130)

差別落書き・差別発言などに遭遇しましたら、
倉吉市人権政策課もしくは やまびこ人権文化センターにご連絡ください。

やまびこ人権文化センター(電話 28-4265)

やまびこ人権文化センター

発行日 2022年7月1日



人ある限り人権を



発行 やまびこ人権文化センター

住所 倉吉市中河原 772-6 電話・FAX 0858-28-4265

E-mail yamabiko@ncn-k.net

やまびこサロン 8月のお知らせ♪

合同サロン「みんなで交流会」を行います



毎月3地区の公民館で開催している「やまびこサロン」。8月は3地域の参加者が一堂に会し「みんなで交流会」を行います!ピザ釜を使ったピザ焼き体験や、フレイル予防のストレッチを企画しています。

ぜひお集まりください(^^)/



日時: **8月4日(木) 10:00~12:00**

場所: **やまびこ人権文化センター(小鴨コミュニティセンター)**

◎ **200円(参加費)**を当日ご用意ください

参加申込み

★参加希望の方は「やまびこ人権文化センター」にご連絡をお願いします。
(送迎が必要な方はご相談ください)

電話:(0858)28-4265

メール:yamabiko@ncn-k.net

開館時間:平日9:00~17:30

◎食物アレルギーをお持ちの方はお知らせください!

申込み締め切り
7月20日(水)



◆やまびこ人権文化センターでは新型コロナウイルスの感染対策を徹底したうえで
できる限り事業、貸館を行います。ご理解とご協力をお願いいたします。

部落差別の現状 ～ 私たちの身近で起こっていること！～

7月10日～8月9日は「部落解放月間」です。

部落解放月間は「同和対策事業特別措置法」が施行された1969（昭和44）年7月10日を記念して、鳥取県が翌年の1970（昭和45）年に制定しました。それ以降、学校や地域、職場での同和教育の取り組み、積極的な行政施策、そして差別された当事者の声・立ち上がりがあって、広く市民の人権意識は向上しています。

一方で、インターネットを中心に被差別当事者を攻撃する悪質な差別行為が氾濫しています。また、差別問題への無知・無関心や何気ない言動によって、たとえ差別する意図はなくても、相手を傷付けたり、不安や恐怖に陥れる事象も起こっています。



「け合って、一生寄り添っていけるようになることが差別の解消につながります」
女性「変な電話をしてすみませんでした」
職員「いいですよ、何かあったら必ず電話をしてください。きっとあなたの力になれると思います」
女性「はい、わかりました」

電話は若い女性の声でした。倉吉市役所の代表電話に電話をしたということは、付き合っている相手が倉吉市内に居住している可能性があります。この女性は、悩みながら電話をしてきたと推察できますが、このような問い合わせが差別につながる行為だという認識がなかったと思われます。



何が問題か

- 女性の親の言動は、いまだに被差別部落に対する差別意識が存在していることを示しています。
- そして、被差別部落に対する予断・偏見や差別意識を持つ親の発言によって、女性（電話をしてきた人）が、「どこが部落か」問い合わせる（調べる）行為を行っています。
- 差別の存在（親の意識など）が、新たな差別言動（部落の問い合わせ）を生むということを示した事象です。
- インターネット上の差別情報の氾濫や「部落問題はよく知らないから差別意識はない」「自分には関係ない」という意識が、『どんなことが差別になるのか』が理解できなくなっているのではないかと考えられます。

女性は電話でのやりとりのなかで「変な電話をしてすみません」と、職員の説明によって調べる行為をやめています。これは、自らの行為が差別につながることに気付いたのではないのでしょうか。

しかし、女性の親は、相手の部落出身を理由に反対しています。親の言動が原因で交際相手と別れた場合、女性は差別を容認することになります。



倉吉市役所へ被差別部落を問い合わせ

2019年10月21日（月）16:30頃、倉吉市役所の総務課代表電話に、女性より「同和地区のことで教えてほしい、部落の場所を教えてほしい」という問い合わせがありました。

総務課より人権政策課に転送

女性「同和地区のことで今勉強していて、部落について教えてほしい」

職員「教えてあげてもいいですが、あなたのお名前を教えてください」

女性「う～ん」

職員「若いよね、中学生ぐらい？」

女性「そんなに若くないです。もうちょっといってます」

職員「こういう場合は、社会的なあなたの立場を明らかにしないと答えることはできません。私は〇〇と言います」

「何でもかという、自分の立場を内緒にしたり、ウソを言う人もあって、そういう人は得た情報を差別に使うと人があります」

女性「そうなんですか」

職員「ところであなたが知りたいのは、どこが部落なのか、ということですか」

女性「はい、そうです」

職員「なぜ知りたいのですか」

女性「実は付き合っている人がいて、親が部落はどうかのこうって言っているんで」

職員「あなたの付き合っている人が部落出身かどうかを知りたいんだ。もし部落出身だったら親は反対だと言うわけですか」

女性「はい、そうです」

職員「あなたは彼が部落出身だったらどうするの」

女性「いい人だったらいいですけど」

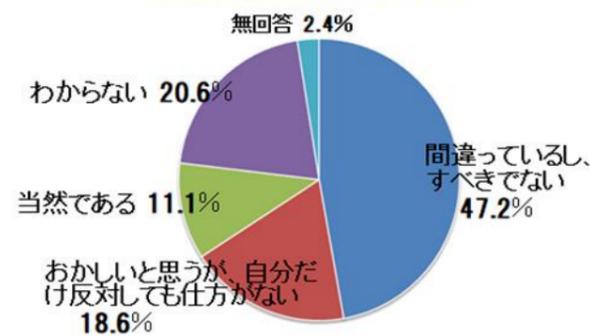
職員「もし、その人が本当にどうしようもない人であれば、部落出身うんぬん以前の問題で、みんなが反対するでしょう。でも、部落出身なら結婚に反対するというのは明らかに差別です。もし私が今あなたにどこが部落なのかを教えることで、もし部落出身で結婚やつき合いを反対されるのであれば、教えることは絶対にありません」

女性「そうですよね」

職員「あなたとお付き合いしている人がいい人で、部落出身だとしても、お互いが信じ合い助

倉吉市市民意識調査(2019年)

結婚時の身元調査について



なぜ差別なのか

結婚や就職の際に身元調査するのは、出身地・国籍・障がい・家柄などで相手を判断しようとする社会意識があるからです。

被差別部落の問い合わせは、そのときは差別する意思が見えなくても、「部落出身かどうか」「そこが部落かどうか」で結婚や転居を判断するものとなります。その結果として被差別部落を避けたいと悩むのはなぜでしょう。

交際相手と別れる理由が「結婚すれば差別される立場になるから」であっても、当人は社会にある差別の存在を受け入れているのです。誰もが差別の被害者とも言えます。こうした言動は差別社会を維持するだけでなく、他の人の差別認識の形成に影響し拡散していくことにもなりかねません。

部落問題に対する「自分には関係ない」「関わりたくない」という意識は、差別にであったとき、差別を見逃すだけでなく、差別の助長へとつながるのです。差別は人を傷付けます。差別する側も不幸です。